

令和8年 4月22日

川崎市議会議長 原 典 之 様

麻生区在住者

王禅寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情

陳 情 の 要 旨

王禅寺西第3号線は整備途中ということで、下水道整備工事計画実行中とはなっていますが、約50%の整備から停滞している状況です。停滞中・整備完了後の道路補修を定期的に依頼できるようにするため、古すぎる確約書の抹消をお願いします。

陳 情 の 理 由

王禅寺西第3号線は平成30年に認定道路となり、排水施設工事の終わっている範囲は、上下水道局が完了させております。しかし、最大の難所とされる道路範囲は、2軒の未寄附地権者の威圧的な妨害等により、停滞しているのが現状です。ほぼ全ての麻生区役所職員を門前払いしてしまうほどの反対が続く非常に難しい計画工事になっていると思われます。しかしながら、整備されていない認定道路は、ライフラインを維持するための車両等の通行が必要な道路となっており、補修等をしないと通行できないほどに路面が荒れてしまい、沿道住人で補修しているのが現状です。認定道路になった時点で、道路補修は麻生区役所道路公園センターの管轄になると考えていたのですが、全く施工をする気配もなく、問い合わせに対しても反対者の妨害や、古すぎる確約書を提示してきて、正当な理由で施工しないという構えでやり過ごしています。

2軒の未寄附地権者への説得等に関しては平行線で、約45年以上にも及ぶ期間が過ぎてしまいました。そのため、問題解消の一步として、古すぎる確約書

の抹消を承認していただき、少しでも道路整備完成に近づけるようにしたいと考えております。

古すぎる確約書の内容ですが、平成10年3月1日付で市長に対して「私道の公道移管に際し、同意が未了の方々の道路敷地寄附申請がされない場合、当該道路路線に対して、一切の整備がなされないことを了解し、市に対して、整備の要望をしないことを確約いたします。」との内容で作成しており、当時の自治会長・道路委員長・測量会社が署名捺印をしています。

問題解消の足がかりとして、今回はこの確約書の抹消をお願いします。確約書自体は、恒久的な書類だとは思いますが、今回に関しては、確約書にする意図が不明であり、とにかく古すぎて、効果が発生しないと考えております。

停滞している理由の未寄附地権者から寄附され施工再開になるのは、現状では現実的ではないと思われ、どこで解消するかは今後次第で、それ以外での障害をなくすため、確約書の抹消が必要になってきます。

まずは麻生区役所道路公園センターの補修施工復活が問題解消の一步目で、第一優先事項になっていますのでよろしくお願いいたします。